

実務者会議の活用②

～成年後見制度の申立てに関わる相談をしたい～

成年後見制度の申立てを進める時に悩んだら、実務者会議で検討をしてもらいましょう。申立人や候補者に疑問や課題がある場合や、その他に悩んでいる事案がある場合は実務者会議の利用をご検討ください。

ご本人が申し立てを拒否している。どうしたらいい?

もしかしたら虐待かも?
申立人は誰にしたらいいの?

親族がいるかわからない。
申立人はどうしたらいい?

成年後見制度の申し立てに関わる相談をしたいと思ったら

親族が全然協力してくれないけど、根気よくお願ひして待てばいいの?

申し立てすることを親族に伝えたらトラブルになりそう。
どうしたらいい?

STEP 1 「権利擁護センター」へ、まずはお電話でご相談ください。

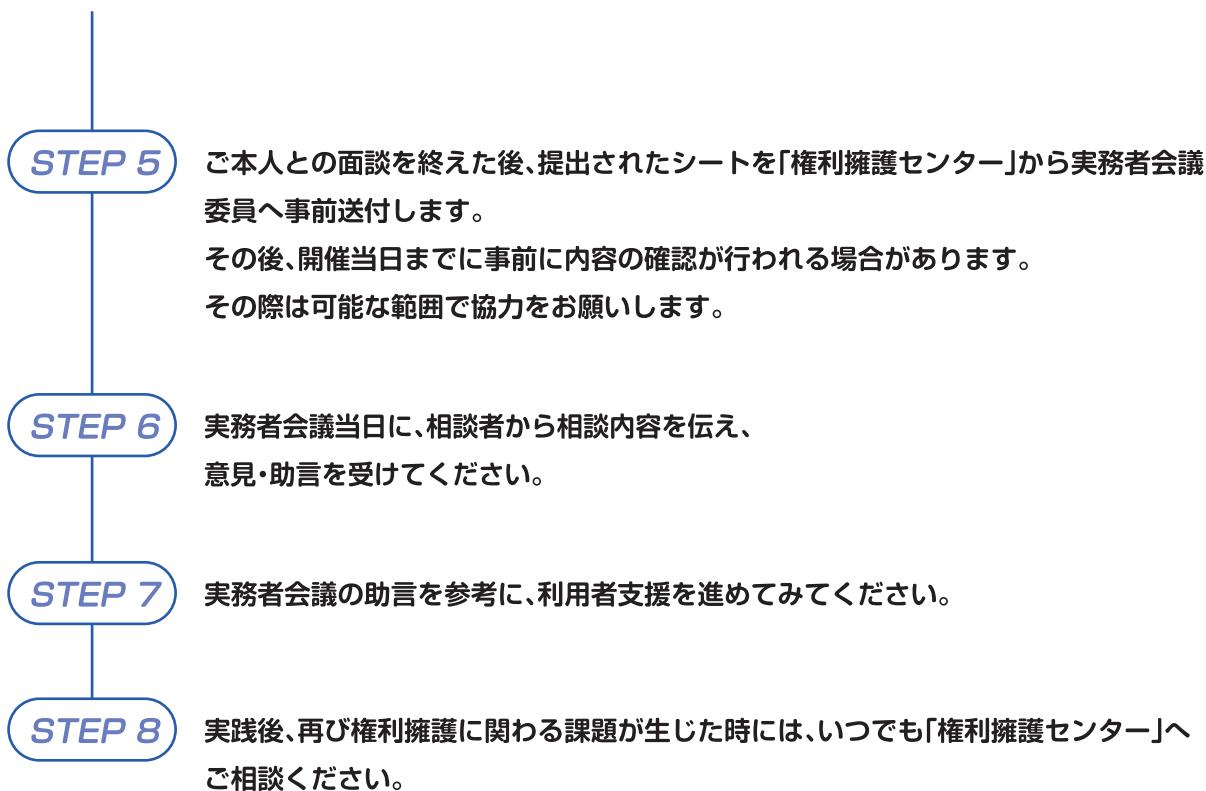
STEP 2 実務者会議の開催日や手順をお伝えします。

STEP 3 以下のシートを作成し、作成した権利擁護支援方針相談シートを、「権利擁護センター」へ会議開催の前月末までに郵送またはメールで送付してください。
送付先はP6を参照

- ア)本人情報シート(p34~37参照)
- イ)権利擁護支援方針相談シート(p31参照)
- ウ)成年後見制度活用検討シート(1)(p32参照)
- エ)成年後見制度活用検討シート(2)(p33参照)

※イ・ウ・エのシートは全ての項目を埋める必要はありません。可能な範囲で記入し、会議当日に口頭で補足したり、把握できていない理由や、記入できない理由があれば、それを説明してください。

STEP 4 提出されたシート等をもとに、「権利擁護センター」の職員が、本人面談を行いますので、面談日の調整と面談時の同席をお願いします。



実務者会議開催日

原則 毎月第3火曜日午後から開催予定

会場となる会議室は都度変わるため確認をしてください。

事前に相談事例の提案が無い場合には、開催は見送られます。

緊急で検討が必要な場合は別途ご相談ください。

実務者会議で相談を行う時の注意

- ① 権利擁護の支援が必要なご本人とは、必ず事前に面談を行い、ご本人の状態を把握しておいてください。その際、権利擁護支援方針相談シートにあるご本人の意向・希望、選好・価値観などを把握できる範囲で確認してください。
- ② 緊急で、実務者会議の意見・助言が必要な場合には、相談の流れや手順が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ③ 成年後見制度利用に関わるご相談では、「権利擁護センター」の職員も、手続きに関わらせていただくことがあります。本人面談等をはじめとした面談等実施の際には、相談者の同席や日程調整のご協力をお願いします。

実務者会議の活用③

～成年後見人等への支援についての相談をしたい～

成年後見制度を利用し、後見人等が選任された後は、ご本人を支援するチームに後見人等が加わることになります。親族が後見人等になった場合は、ご本人の意向や選好等を十分理解したうえで受任していることが多いと思いますが、第三者の後見人等の場合には、ご本人の情報を詳細に把握したうえで受任している状況ではないことがあります。後見人等がご本人の意思を尊重した後見業務を行うためにも、従前からご本人を支援してきた関係機関の職員の方々には、ご本人のことについて、後見人等への適切な情報提供をお願いします。

また、後見人等は、ご本人の財産管理だけがその役割ではありません。ご本人の生活、療養看護にかかる身上保護に関する事務も職務であり、例えば、①介護・生活維持に関すること、②住居の確保に関すること、③施設の入退所等に関すること、④医療受診に関すること、⑤教育・リハビリに関することなどが考えられます。

ご本人に関わるサービスの提供や支援の方針を検討する際には、後見人等と一緒にになって、支援チームで考えていくことができるよう取り組んでください。

ご本人の支援を進める中で、後見人等や支援チームが、支援についてのモニタリングやバックアップに課題が生じた際は、実務者会議へ相談ができます。相談は、後見人等自身が相談することも、関係機関の方が相談することも可能です。実務者会議では、チームの支援内容の検討、ご本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、法定後見の類型変更や、保佐・補助類型の代理権、同意権の範囲変更の検討、後見人等の追加や交代等、判断の必要性が生じた事項について検討を行ないます。モニタリング・バックアップが必要なときには、実務者会議に相談を行いましょう。

(モニタリング・バックアップ検討シートはP38参照)

相談のご希望は、「権利擁護センター」までお電話ください。

TEL : 03-3812-3156





親族後見人への支援ってどんなことをしているの？

「権利擁護センター」では、親族を後見人等候補者として申立てを考えている方や、親族後見人として受任された方の支援を行います。ご本人の意思を尊重し、次のような支援を行います。

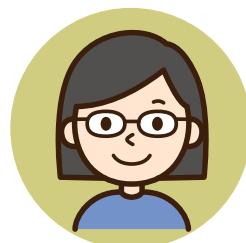
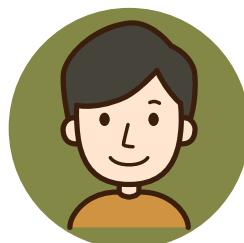
申し立てをお考え方の方

- ・成年後見制度の説明、必要書類の取り寄せ方法や記入の説明
- ・作成した申立て書類の確認
- ・成年後見制度に関する情報提供
- ・申立費用助成に関する情報提供

受任後の支援

- ・親族後見人勉強会・交流会の開催
- ・初回報告や定期報告についての相談、作成方法の説明や確認
- ・法律相談のご案内
- ・カンファレンス開催の調整
- ・成年後見制度に関する情報提供

親族後見人の方が後見業務で困っていたり、親族後見人が行う後見業務について、関係機関が不安や課題を感じている時には、「権利擁護センター」にご相談ください。

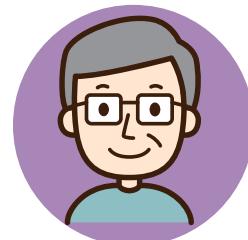


コラム

ご本人のこととを把握しましょう

ご本人の意向等が確認できるうちに、ご本人の思いを聞いてみましょう。ただし、無理強いはせず、ご本人が話してくれる範囲で、例えば以下のような項目を確認することで、ご本人の思いが聞き取れるかもしれません。

- ・ご本人が頼りにしている人は誰？頼れる親、親族、友人などはいる？
- ・ご本人の兄弟姉妹は？どこにいるの？関係性は？連絡先は知っている？
- ・社会や地域との交流の頻度はどれくらい？
- ・今後の生活についてどんなふうに暮らしたい？
- ・好きなことはどんなこと？嫌いなことはどんなこと？
- ・これだけは譲れないということが何かある？
- ・死生観について（どこで最期を迎える？延命処置についてご本人の意向は？お墓はどうする？どこにある？やっておきたいことは？等）



知っておこう、その他の資源

成年後見制度相談

成年後見制度、遺言、相続等について、弁護士、司法書士による個別相談を行っています。

〔相談日〕 每月第1・3水曜

〔時間〕 14:00～16:00

〔定員〕 各回2名(先着順・要予約) ※相談時間は原則としておひとり1時間です。

〔料金〕 無料

〔担当〕 権利擁護センター 03-3812-3156

福祉法律相談

福祉サービスに関するトラブルや、高齢者、障害者の日常生活上の法的な事柄について、弁護士による個別相談を行っています。

〔相談日〕 每月第4水曜

〔時間〕 13:30～15:30

〔定員〕 各回4名(先着順・要予約) ※相談時間は原則としておひとり30分です。

〔料金〕 無料

〔担当〕 権利擁護センター 03-3812-3156

成年後見制度利用支援事業

① 申立費用助成

申立人の属する世帯が住民税非課税または均等割課税、または生活保護世帯の方で、被申立人(本人)が文京区に住所を有する方を対象に、申立費用の助成を行います。

〔担当〕 権利擁護センター 03-3812-3156

② 報酬助成

文京区に居住する生活保護の方、または準ずる方を対象に、報酬助成を行っています。

〔担当〕 文京区 福祉部福祉政策課 地域福祉係 03-5803-1202

生活困窮者自立支援制度における家計相談支援事業

家計管理が苦手な方へ、支援プラン(自立相談支援事業)を作成した上で、相談員と一緒に家計を把握し、課題を見つけ、家計の改善に結びつける支援を行います。相談者が自ら家計を管理する力を身につけ、安定した生活ができるように支援します。

(相談日) 月～金曜日

(時間) 8:30～17:15

(料金) 無料

(担当) 文京区 福祉部生活福祉課自立支援担当 03-5803-1917

※相談は予約制です。必ず事前にご連絡ください。

法テラスにおける福祉機関等の支援者が援助申し込みを行う出張法律相談(支援者申込型出張相談)

日本司法支援センター法テラス(TEL 0570-078374)

相談先等:<https://www.houterasu.or.jp/index.html>

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えている場合、自分で法律相談を受けるためには行動することが難しい場合があります。このような方は、支援者の方から法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。

利用方法等

① 資力(収入・預貯金)に関わらずご利用できます。

※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,500円をご負担いただきます。

② ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。

③ 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

成年後見申立て手続きや成年後見人の依頼に関することのお問合せ窓口一覧

- ・東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」
- ・東京第一弁護士会 成年後見センター「しんらい」
- ・東京第二弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとりーな」

→ 東京三弁護士会 統一電話相談窓口(月～金:10:00～12:00、13:00～16:00)
TEL:03-3581-9110

・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部(9:00～17:00 土・日祝日を除く)
TEL:03-3353-8191

・公益社団法人東京社会福祉士会 「権利擁護センターぱあとなあ東京」
TEL:03-5944-8680

成年後見制度の申し立てをするときのQ&A

Q1

実務者会議は、関わっているケース全てを相談しなければいけないの？

A1

成年後見制度か他の制度を利用した方が良いか迷う場合や、チームで支援方針が決まらない場合、権利擁護に課題がある場合に利用を検討してください。申立て支援を行っていたり、専門職に申立書類の作成段階から依頼し、問題がないと思われるケースは相談の必要はありません。

Q2

実務者会議で相談した結果、成年後見制度の申立てを行うことになったけど、どうしたらいいの？

A2

書類作成に伴う情報の提供や後見人等候補者を本人に紹介するといった際に、同席等のご協力をお願いします。
本人申立てや、親族が申立書類を作成する場合では「権利擁護センター」が支援を行います。
(区長申立ての場合には、申立書類の作成は、区の所管課が行います。)

Q3

本人の住民票上の住所は東京にはありませんが、東京の施設に入所しています。どこの家庭裁判所への申立てになるの？

A3

原則として住民票上の住所を管轄する裁判所に申し立てことになりますが、その裁判所への申立てが困難な場合やその他の事情により、東京家庭裁判所への申立てが認められる場合もあります。(※東京家庭裁判所後見サイトから抜粋)

Q4

財産状況が分からなければ申し立ては出来る？

A4

後見申立の段階では、調査に限度があるため、分かる範囲で財産目録を作成すれば良いということになっています。

Q5

法定後見の申立てをしてから審判がされるまでの間に、本人の財産管理や身上保護の必要性がある場合、どうしたらいいの？

A5

家庭裁判所に審判前の保全処分を求めることができます。審判前保全処分とは、成年後見人等が正式に選任されるまでの財産管理者を暫定的に選任するなどして、その間の本人の財産管理や身上保護に対処するものです。

(※身寄りのいない高齢者への支援の手引き2017年8月改訂版東京都社会福祉協議会発行より抜粋)

Q6

本人情報シートってなに？

A6

「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上の障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

(※東京家庭裁判所後見サイトから抜粋)

Q7

成年後見制度に必要な診断書の取得について

A7

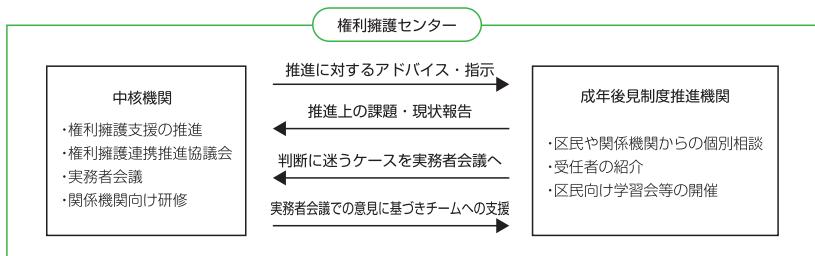
成年後見制度は精神上の障害などによって判断能力が低下している者を対象としており、家庭裁判所は、医師の作成した診断書(成年後見制度用)等を参考に、本人について、精神上の障害の有無や判断能力の低下の有無・程度について判断することになります。その際は、以前から本人を診察している医師(主治医等)に作成をお願いするのが望ましいと考えます。主治医等に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼しても問題はありません。その際は、本人の精神の状況について医学的見地から判断をするので、精神神経疾患に関連する診療科の医師にお願いすることが望ましいと考えます。

Q8

中核機関と成年後見制度推進機関との関係は？

A8

令和3年4月からは、成年後見制度に係る中核機関事業を受託し、この権利擁護センターでこれまでの事業とともに実施します。成年後見制度推進機関では、個人や関係機関からの個別ケースの相談や後見人受任者の紹介、区民向けの学習会などを実施します。中核機関では、区内の成年後見制度を含めた権利擁護事業の利用促進、連携協議会、実務者会議の開催を行う事務局機能、また、関係機関へ向けた普及啓発活動や研修を行います。



意思決定支援について参考となるガイドライン

人は日々の生活や人生において、自らの意思を持って選択をして、生き方をコントロールしています。本人が意思決定の主体であり、それを支援することが意思決定支援といえます。それを本人を中心に行っていく際には、本人をよく知り理解すること、コミュニケーションの方法を工夫すること、家族関係や支援者との人間関係、話しやすい環境などに配慮すること、本人が理解できる形での情報提供を行うこと、意思や感情の引出し方を工夫することなどが必要となります。

また、意思決定支援は支援者側の支援力によっても変化することがありますので注意していく必要があります。

(「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」企画:成年後見制度利用促進支援機能検討委員会より抜粋)

障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン

(2017.3 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)



身寄りがない人の入院及び 医療に係る意思決定が困難な人への 支援に関するガイドライン

(2019.5 厚生労働省医政局総務課)



認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン

(2018.3 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)



意思決定支援を踏まえた 成年後見人等の事務に関するガイドライン

(2018.3 大阪意思決定支援研究会)



人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン

(2018.3 厚生労働省医政局総務課)



意思決定支援を踏まえた 後見事務のガイドライン

(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

